

申6号

「鉄道事故報告等(規程)の見直し」に対する団体交渉(第1回)を開催！

中央本部は、11月24日申6号「鉄道事故等報告手続(規程)の見直し」に対する団体交渉を開催しました。

団体交渉の開催にあたり中央本部は、①この間の「見直し」議論の経過 ②事故をめぐる職場の現実 ③課題の重要性から労使協議の徹底をはかること ④本運用にあたっては労使合意が前提であることを確認し以下の協議にはいりました。

【項目1に対する】

【中央本部の主張】

- ・事故の再発防止が目的で「事象の正しい報告」を求めるならば、報告事象はすべて非懲罰とすべき。
- ・リスクの大小の区分けや安全上のリスクが小さい事柄のうち、影響の多大な区分けをどのようにするのか。
- ・報告と処分、処分と教育、規程見直しの目的を明確にすべきである。
- ・そもそも今回の「見直し」の目的について、職場に徹底されていない。

【会社側の回答】

- ・社員の懲罰は、就業規則に基づいて判断している。
- ・しかし全ての事象を無条件で非懲罰にすることは考えていない。
- ・正しい報告に対して処分はしない。
- ・懲罰と非懲罰の線引きは今後の課題である。
- ・支社に対しては調査能力を高めてレベルアップを図るように指導していく。

中央本部は「鉄道事故等報告(規定)の見直し」に対する取り組みを強化します。真の原因究明型の安全最優先の職場風土を構築するために、職場から闘いを展開しようではありませんか！

積み残し課題や残りの項目については、近日中に交渉を再開します。